12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第２項の基準に適合するものをいう。第14号及び第16号様式を除き、以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は―印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は―印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第１項第１号から第３号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第１項第６号から第８号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

18. 本様式に係る報告事項については、法第２条第４号トに掲げる者のうち鉄道駅を設置したものが、法第２条第４号イに掲げる者に当該鉄道駅を貸し付け、又は有償で利用させる場合であって、当該鉄道駅についていずれか一方の公共交通事業者等により報告が行われる場合には、他方の公共交通事業者等は、その旨を記載することにより、当該事項の記載を省略することができる。